

国立大学法人東京外国語大学謝金取扱規程

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第129号

改正 平成24年 3月27日規則第58号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が支給する謝金に関し必要な事項を定め、もって謝金業務の円滑な運営及び謝金の適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学が支給する謝金については、別に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(謝金)

第3条 謝金は、次に掲げる者に対して支払うことができる。

- (1) 本学が業務遂行のため協力を依頼した者
- (2) 本学が開催する委員会等に出席する委員等

2 謝金の額は、年齢、経験、技能、業務内容等を勘案し、別に定める。

(委嘱等)

第4条 前条における協力者への依頼、委員等に対する委嘱手続は、事務担当者等において行うものとする。

(支払手続)

第5条 謝金の支払手続の事務は、会計課で行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。